

【Q：理事総数の意義】

Q 定款準則において、理事会の議決要件として理事総数の用語が随所に用いられていますがその意味について教えてください。

A

理事総数とは、定款上における理事定数ではなく、理事の現在員数（理事現員）のことを意味しています。

社会福祉法人は、公共性が高く、議決案件等について実質的な審議を確保することが強く求められるため、出席者数の過半数等少人数で決定されることは好ましくなく、理事全員の出席が特に望まれることから、理事の出席者数でないことを明確にするため理事総数と表現されています。

この趣旨から、社会福祉法第 37 条においては、「その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない」と規定されていますし、社会福祉法人審査基準では「法人の運営上からは、1 名でも欠員が生じた場合に、できる限り速やかに補充を行うことが望ましい」とされています。

また、理事会の招集要求要件として定款準則上随所に用いられている理事総数についても、同じく理事の現在員数（理事現員）を意味しているものです。